

「罹災・被災証明書交付申請書」等の受付開始について

(課税課)

今般の台風による住家やその他被害に対する罹災・被災証明書等の申請受付を、既に9月24日(土)より課税課で電話による受け付けをしておりましたが、本日より下記の通りの内容で本格的に開始します。本証明書により、被災者の保険申請や今後の災害見舞金等に使用されます。

- 1 受付期間 令和4年9月26日(月)から当面の間
※9月24日(土)より課税課で電話受付開始
- 2 受付時間 8時30分から17時15分(受付)
- 3 受付窓口 本庁(課税課及び大会議室等で受付)
岡部支所、各地区交流センター、文化センター(受領のみ)
- 4 申請書の種類
 - ① 罹災・被災証明書交付申請書
※「罹災」は住家(申請者が住んでいる建物。)(例)1軒家、アパートの住人など
※「被災」は非住家(人が住んでいない建物。)(例)店舗、工場、空き家など
 - ② 被災届出書受理証交付申請書
(例)車、家電品、カーポート、基礎が固定されていない物置など
- 5 対象者
令和4年台風15号の風水害で、建物等の被害に遭われた方
- 6 証明書発行までの流れ
 - ① 申請書は、ホームページまたは各受付窓口に備え付けた申請書に必要事項を記入し、各窓口、郵送にて受付。
 - ② 罹災・被災証明書は、受理した後、現地調査を経て郵送する。
被災届出受理証は、現地調査無しで受理した後に郵送する。